

質問回答

2018年4月20日

「ジブチ国タジュラ湾海上輸送能力強化計画準備調査」

(公示日:2018年4月11日/公示番号:180060)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
1.	業務指示書 5 ページ 7.見積価格 及び内訳書	現地調査時の宿泊費: ジブチにおいて、JICA 様が宿泊を認めているホテル は 4 か所に限定されていて、その内、2 つのホテルで は、通常 JICA 様から支給される宿泊費では収まりま せん。支給限度額に収まる 2 つのホテルに宿泊出来 ない場合、実費支給を認めていただけますか？	JICA 指定ホテルに宿泊し、宿泊実費が規定 の宿泊料を超えた場合において、領収書によ る実費精算に伴う、宿泊料の補てんに必要な 範囲で精算致します。
2.	業務指示書 6 ページ 7.見積価格 及び内訳書 別紙 1. 1.ページ	旅費(航空賃)の計上: 旅費(航空賃)を本見積もりに計上する場合、日当・ 宿泊費等も本見積もりに計上するのでしょうか？	ご理解の通り、日当・宿泊費等も本見積もりに 計上してください。
3.	第 2. 業務の目的・内容に関する事 項 15 ページ 1.業務工程計画(案)	現地調査の実施の回数について: 指示書では現地調査は、着手時の第 1 次現地調査と 1 月の第 2 次現地調査の 2 回を想定されています。 調査団としては、自然条件調査を踏まえた上で、構造 物の概略レイアウトや構造等を相手国側と確認し、同 意を得た上で、最終ステップに進むことが必要と考 えております。そのため、現地調査の実施を 3 回として 提案したいのですが、よろしいでしょうか？	ご提案いただくことは妨げません。その場合 は、理由を付してご提案ください。

4.	第 2. 業務の目的・内容に関する事項 15 ページ 2.(2)業務従事者の構成(案)	仮に、評価対象である「港湾設計 1」を分割して、2 名の業務従事者で対応するような提案をさせて頂いた場合、プロポーザル評価表における「港湾設計 1」の評価点は、どのように計算されるのでしょうか？	提案される 2 名の業務従事者について合算して評価します。
5.	第 2. 業務の目的・内容に関する事項 15 ページ 2.(2)業務従事者の構成(案)	11)照査の業務従事者には、何らかの資格等の要件があるのでしょうか？	JICA 契約書ひな形 共通仕様書 第 15 条に記載のとおりです。 (URL は下部参照)
6.	第 2. 業務の目的・内容に関する事項 15 ページ 2.(2)業務従事者の構成(案)	11)照査に関して、貴機構公示の他案件で、「設計照査」との担当表示がありました、「照査」と「設計照査」では、業務の内容や所要の資格要件等に違いはあるのでしょうか？(他案件:3/22 「公示のマダガスカル国アンタナナリボ・トアマシナ間経済都市軸橋梁整備計画準備調査にて「設計照査」との記載がありました)	本件における業務は業務指示書、資格要件は上記の通りです。
7.	第 2. 業務の目的・内容に関する事項 16 ページ 4. JICA からの参加団員の構成と現地調査工程(案)	JICA からの参加団員の時期について: 第 1 次現地調査において、約 10 日間現地調査に参加されるとのことですが、前半、中頃、後半のいつ頃の予定でしょうか？	具体的な日程は後に決定されますが、現時点では前半を想定しています。
8.	第 2. 業務の目的・内容に関する事項 17 ページ 7. その他の留意事項	現地業務の作業室の提供について: 現地業務における作業室やコピーマシン等はカウンターパートから提供されるのでしょうか？	作業スペースは C/P から提供されるものの、コピーマシン等は含まれないという想定です。
9.	第 2. 業務の目的・内容に関する事項 4 ページ (7)港湾施設の検討	「上架施設、上架方法等についてもレビューを行い、必要に応じて改善策を提案する」とあるが、あくまでも必要に応じた提案であり、本業務に上架施設の設計・積算は含まれないと理解して良いのでしょうか？	本業務において上架施設の設計・積算を行うことは想定しておりませんが、必要に応じてプロポーザルにてご提案ください。
10.	第 2. 業務の目的・内容に関する事項 4 ページ (8)陸上付帯設備の検討	閲覧資料のジブチ共和国ダジュラ湾海上輸送能力に係る情報収集・確認調査報告書(2017)の 45、45 頁に記載されている表 5-2-1、表 5-2-2 によると、ジブチ	本業務に陸上付帯施設の設計、積算は含まれません。(7)で検討する港湾施設の機能に合わせた陸上付帯施設の配置計画の作成ま

		<p>港、タジュラ港ともに陸上工事(陸上用地理立(護岸含む)、駐車場舗装、待合所・乗船券売場)はジブチ国が整備するよう提案されている。</p> <p>一方、指示書では「乗客用待合所等の陸上付帯施設についても検討する」とある。本業務には上述の陸上工事の設計、積算が含まれますか？</p> <p>含まれる場合は、港湾設計と施工・調達計画/積算担当団員が建築物の設計と積算も担当するというのでしょうか？</p> <p>(乗客用待合所にはトイレの設置が不可欠でかつ建築図面の作成等を考えると建築担当者の追加が必要と考える)</p>	<p>でを本業務で行うものとし、その後の設計、積算、施工についてはジブチ側が実施することを想定しています。</p>
11.	第3. 業務実施上の条件 15 ページ (3)通訳	<p>間接費の計上について:</p> <p>“コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン”によると、「受注者算定する日額単価(間接費を含む)」と指示あります。通訳派遣会社の見積日額単価に、受注者の間接費を計上して見積書を作成する際、どの程度の間接費を計上できるのか、上限の規定はございますか？</p>	<p>派遣会社からの間接費に係る計上について、当機構として規定はありませんが、根拠資料により市場価格として適切であるかは契約交渉で確認させていただきます。</p>

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/priv_partner/ku57pq00001uebye-att/index_annex_01.pdf

以上